

令和4年度 第1回江津市農業委員会総会

日時：令和4年4月20日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 承認 第1号 農地の地形変更届出について

第3 議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第5 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子
5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二
9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（10名）

盆子原 温、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、河村博幸
佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 係長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。皆様お集りになりましたので、ただ今から令和4年度、第1回江津市農業委員会総会を開会いたします。なお、4月1日の人事異動で事務局の体制が変わっていますので、自己紹介させていただきたいと思えます。

事務局長 失礼いたします。このたび、農業委員会事務局長と農林水産課主査をさせていただきますことになりました、大賀と申します。大変微力でございますが、皆さま

んのご意見を伺いながら務めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

参事 参事の藤田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

係長 引き続きでございますが、3月末で退職となり、4月から再任用で農地係長として採用されましたので、よろしくお願いいたします。

農林水産課長 農林水産課の国沢でございます。2年目になりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。今日は令和4年度、第1回の総会となります。ただ今ご案内ありましたように、事務局長が佐々木さんから大賀さんに代られました。先程、お聞きしましたら名前と顔が一致しないということですので、私どもも名前と担当地区を、簡単に自己紹介でお願い出来たらと思います。局長の方に向かって自己紹介をお願いします。

初めに私は、川平、金田、渡津町の担当をしております佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

2番委員 私は、桜江町川越の方を担当している山田と申します。川越の方でも大貫の方になりますけれど、耕作地も広くて高齢者も多くてなかなか大変な地区ではありますが、よろしくお願いいたします。

3番委員 桜江地区の山本でございます。桜江町の川戸と谷住郷、江の川を挟んで右岸と左岸であります。よろしくお願いいたします。

4番委員 都治、後地、浅利を担当しています、藤井です。自身も株式会社MOGMOGで田を管理しながら耕作しております。よろしくお願いいたします。

5番委員 波積、黒松地区を担当しています柳原です。今後ともよろしくお願いいたします。

6番委員 跡市、千田、井沢、清見を担当しています和田幸子です。よろしくお願いいたします。

7番委員 波子、敬川、有福温泉町を担当しています大村です。よろしくお願いいたします。

8番委員 松川町を担当しています二本木です。よろしくお願いいたします。

9番委員 桜江町の長谷と市山を担当しています田代です。よろしくお願いいたします。

10 番委員 二宮町と都野津町を担当しています深野政勝です。よろしくお願いいたします。

11 番委員 和木町、嘉久志町、島の星町、江津町を担当しています原田和徳です。よろしくお願いいたします。

吉岐推進委員 波積と黒松を担当しています吉岐です。よろしくお願いいたします。

河村推進委員 都治と後地、浅利を担当しています河村です。よろしくお願いいたします。

野村推進委員 野村と申します。私は金田、川平、渡津、和木、嘉久志、江津、島の星を担当しています。よろしくお願いいたします。

佐々木推進委員 松川を担当しています佐々木建也と申します。よろしくお願いいたします。

仲津推進委員 都野津、二宮の羽代地区を担当しています仲津と申します。よろしくお願いいたします。

盆子原推進委員 盆子原と申します。有福温泉町、敬川町、波子町を担当しています。よろしくお願いいたします。

野田推進委員 井沢、清見、跡市、千田を担当しています野田と申します。よろしくお願いいたします。

湯浅推進委員 桜江町長谷を担当しています湯浅です。よろしくお願いいたします。

崎谷推進委員 桜江町の崎谷です。担当地区は川戸と谷住郷です。よろしくお願いいたします。

階本推進委員 桜江町川越を担当しています階本でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。それでは、ただ今から、令和 4 年度、第 1 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、井上推進委員から欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解を頂きましたので、8番 二本木委員、9番 田代委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

地形変更届出

《 松川町上河戸 》

会 長 日程第2、承認第1号「農地の地形変更届出について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは承認第1号、農地の地形変更届出についてです。農地の所在は松川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、松川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、松川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、松川町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。所有者は●●●さん、江津市松川町●●●番地です。地形変更届出者は江津市事業推進課、江津市江津町1016番地4です。地形変更の理由としましては、田から畑への切替えということで、県による公共工事における残土を田に入れて畑に転換するというごことです。工期は令和4年6月6日から令和5年3月31日です。隣接地への被害防除については、法面を安定勾配にしたうえで適切に締め固めを行い、隣接地に影響を与えないよう考慮することです。以上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いします。

8番委員 はい、それでは説明をいたします。位置図は1ページをご覧ください。場所につきましては、真ん中を都治川や県道が通っておりますが、下へずっと行きますと261号線に当たります。桜江から行きますと、●●●さんがありますが、その横に閉鎖された●●●があります。それを過ぎると●●●に入る道路がありまして、●●●して道なりにずっと進みますと位置図にあります●●●や●●●に繋がっています。261号線から約●●●キロ走った所が、今回の申請地になります。●●●さんという方のお宅がありますが、その横になりまして、現在は耕作しておらず草刈り等の管理をされております。そのような場所になります。地元が都治川のいわゆる水防災対策ということで、都治川の浚渫工事で、その残土をここへ持って来るという計画になっております。都治川は非常に砂地が多い所ですので、そのほとんど砂地がこちらへ来るのではないかなと

思っております。本人も現在は非常に水はけが悪いという所で、残土を入れたら畑を作ってみたいという意志も十分あるようですし、周りを見ても自宅だけで、隣地との迷惑になるようなことは無いと思っております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出については、承認することに決しました。

農地法 第5条

◀ 渡津町 ▶

会 長 　次に日程第3、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　はい。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。番号は1番です。農地の所在は渡津町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的としましては宅地拡張でございます。転用理由としましては、申請地は譲受人の隣接地であり、宅地拡張し庭園として利用するということです。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年12月末日となっております。以上です。

会 長 　それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の2ページをご覧ください。この申請地は国道9号線、江津バイパス東口から●●●方面に入っすぐの所になります。カーブ横に駐車場と表示がありますが、この右下に小さい●●●のようなものがありますが、それはご存じのように●●●さんの●●●がある位置になります。また、この案件は譲受人の●●●さんの家のすぐ横の斜線部分の細長い農地で、●●●㎡ということになります。この場所につ

いては、先ほどの駐車場となっている隣接地に●●●番、●●●㎡がありまして、これについては平成30年10月の総会において、駐車場として申請されて許可しております。現在ここは駐車場として使われています。また、記憶に新しい所では、今年の2月にこの総会において、今回申請された場所の横並びになります。●●●番、●●●㎡を駐車場として所有権移転で申請されて、総会でご審議いただき許可しております。なお、今回の申請地は●●●さんの宅地の家屋に隣接した●●●番の●●●㎡も先ほど言いましたように、2月に審議されて駐車場として許可されていますので、まだ埋め立ててはおりませんが、嵩上げをして駐車場として整備をするということで、今回この申請をされた場所だけが1mくらい段差のある土地になります。そのため、同じ高さに嵩上げをして宅地として拡張をし、庭園にされるということです。また、●●●行政書士によりますと、申請地の北側は雑種地で、東側は●●●さんの宅地、西側が雑種地で転用許可済み、また農地所有者には同意を得ており、転用することによって周辺に害が及ぼすことは無いということです。以上の事から、耕作中の農地への影響は無いということから、特に問題は無いと考えます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 　次に、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　はい。2番の説明の前に、先月の総会の時の3条許可申請において、ご質問がありました件について説明させていただきたいと思ひます。前回、土地の面

積について、経営面積と申請面積に差が生じていたということで、ご質問がありました。申請農地のうち一筆の地目が雑種地でございます。申請の時に畑に振り替えて申請を行われたということで、所在の欄は修正したのですが、経営面積の所は修正されていなかったという不具合が生じていました。申し訳ありませんでした。ご了解いただければと思います。

それでは2番の説明をさせていただきます。農地の所在は敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●さん、●●●県●●●市●●●番です。譲受人は●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は資材置場及び駐車場用地でございます。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年12月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 位置図は3ページをご覧ください。斜めに走っているのが、国道9号線でございます。●●●の方の信号から約●●●mの所に申請地があります。●●●番●●●の四方は、北側が9号線、西側が●●●の所有地であり、南側と東側は農地所有者の同意を得ているということです。もう一つの●●●番●●●の四方は、北側は市道、南側は9号線です。西側は譲受人の宅地に面しております。東側の農地所有者には同意を得ております。転用により周囲に被害を及ぼすことはありません。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査

結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　それでは3番です。農地の所在は嘉久志町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●さん、●●●県●●●市●●●番です。譲受人は●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は、個人住宅の建設でございます。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和5年3月31日となっております。以上です。

会　長　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番委員　位置図は4ページをご覧ください。上の右から下に通っているのが、産業道路になります。この辺りに地理に詳しくない人は分かりにくいと思いますが、この産業道路の左下の方に●●●という橋がありまして、川に沿って道があるのですが、この道を●●●m弱行くと●●●の●●●が9号線沿いにあります。●●●から説明しますと●●●の道をずっと川沿いに進みますと、右手に●●●と書いてある建物がありますが、●●●があります。●●●し●●●mくらいの所に細い進入路がありまして、これをずっと道なりに入って行くと、申請地がございます。申請地は道から見たら、前面の方はイチジクの木が8本くらい植えてありまして、結構手入れをされているような感じでした。奥の方は雑木があっさりしていましたが、草刈りは年に数回はしているような割と管理をされているような農地になっています。左側は全部ではありませんが、申請地沿いについては耕作をされています。右側の方は草が生えている状態で耕作はされていない状況でした。工事に関しては、農地に被害が無いように十分注意して行うということと、生活排水は合併浄化槽を通じ道路側溝へ流すと、近隣の農地との境界についてはブロック基礎を新設するため、宅地内の水が農地に入ることはありませんということでした。農地で活用はされているような土地であるということでしたので、その辺りを考慮していただいて、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

会　長　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会　長　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

◀ 渡津町 ▶

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 4 番です。農地の所在は渡津町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●さん、●●●町●●●番地です。譲受人は●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は店舗です。対価は土地賃料として年●●●円となっております。始末書が付いておりまして、これは平成 18 年 5 月 15 日から譲受人の●●●氏が、土地を借りて既に店舗を建てて営業をしているということでございます。このたび、始末書に書いてあったのですが、譲渡人が別の方に売買という話が持ち上がりまして、土地と建物を整理するに当たって確認をしたところ、転用許可を取っておらず、そのまま店舗を建てていたということが判明し、今回の申請に至ったということでございます。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は 5 ページをご覧ください。申請地は国道 9 号線●●●と国道 261 号線の●●●から、261 号線を●●●も無いと思いますけれども、●●●の方に行く道と交わる所になります。皆さんここを通られた時に、建物を見られたことがあると思いますが、●●●という看板がありました。この周辺の農用地ということになってはいますが、現在はその●●●と広い駐車場もありますが、営業はされていません。説明がありましたように、申請地については店の建物敷地の一部が農地として残っており、面積としては●●●㎡となっております。転用内容としましては、先ほど事務局より詳しく説明されたので重複しますが、申請地を借りて店舗を建てたということになってはいますが、ご覧のように本件は平成 18 年 5 月 15 日となっております。平成 18 年というと 16 年前くらいだろうと思います。今、始末書の内容が報告されましたように、当時は休耕中の畑ということで、農地としての機能をほとんど失っていたために、農地としての認識が無かった。

このような場合での転用許可が必要であるということを知らなかったということで、お二人の間で貸借契約を締結して賃借人において店舗を建築してしまったようです。いずれにしても、過去に遡ってのことなのですが、●●●行政書士が代理人ということで、色々お話をさせていただきました。本人は遠方では来られることは難しいのではないかとということでした。現状、農地は建物に挟まっておりまして、建物の前は駐車場となっています。農地の残地においても、雑草が生えていましたけれども、何も耕作はされていない状態でありました。いずれにしても周囲に影響を及ぼすということはないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

9 番委員 　はい。

会 長 　はい、どうぞ。

9 番委員 　これは、既に終わっている話だと思うのですが、終わった後の事務処理の話なのですか。理由として、建てたいと文言が書いてあるのですけれど。それは今から建てるという話なのですか。

会 長 　これは当時の話でして、始末書を見ますと平成 18 年に建物を建てたということ、当時の状況で言われたのだと思います。

事務局 　建てるという目的の転用なのですが、実際はもう既に建てているので、許可を改めて取得するため、建てる前の所まで遡って、仕切り直しという形の申請でございます。

9 番委員 　申請理由が、建てたいという文言になっているが、これはこれから建てたいということでは無くて、遡っての申請だということなのでこのような文言になっているという訳ですね。

事務局 　そうです。

9 番委員 　分かりました。

会 長 　他にご質問がございますか。

9 番委員 　はい。平成 18 年というと 16 年前でも、つい最近のことだと思うのですが、私としましては建築の確認申請が出ていて、土地の境界もすべて分かるのではないかとと思うのですが、どうもこういう事案の申請自体が不思議でならな

いのですが。そのへんどうなのでしょう。

事務局 確認申請と許可を出す農地の部分の境界のことについては、この農業委員会や農林水産課サイドと話をすることでは無く、土木建設の部門で処理していくので、現地との照合が出来なかったのではないかという懸念はありますけれど、確認申請の許可については、農業委員会が関与できないので。

9番委員 ちょっといいですか。

会長 はい、どうぞ。

9番委員 農地のままの状態だと、建物は建たないのでは。

事務局 本来はそうなのですが、全体が農地の上にある状態でしたら許可が出なかったのではないかと思います。建物の半分以上は宅地の方にかかっている、農地に3分の1かかっている状況です。

9番委員 それは分かっているが。

事務局 境界がハッキリしていなかったのではと推測されます、許可を出す土木部門では宅地の中に建物があるという認識だったのではないかと思います。

9番委員 ご本人の認識は分かりますけれど、図面上の話をしているので。

事務局 図面がそのときどういうふうに出されたかは、分からないので。

9番委員 どうもそのへんが不思議でならなくて、なんでこういう事案が出てくるのだろうか。何十年も前の、昭和初期の時代なら理解出来ますが、今この平成の時代にこういうことが出ている。測量の技術もすごく発達していて、そういう時代にこういう事案が出ていることが不思議でならないです。言っていることが分かりますか。

事務局 おっしゃりたいことは分かりますが、公図と現地と確認をしてから許可を出しているのが、農業委員会で確認をされたものではないので、それ以上は言いようが無いです。

会長 いずれにしましても、こういった案件は無くしていくようにやっていかなくてはいけないなと思います。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 4、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（一括方式）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてです。1 枚めくっていただくと集計表がございます。次のページをご覧ください。一括方式でございます。農地の所在は都治町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●、●●●町●●●番地です。利用目的は田で、中間管理事業です。期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日、5 年 8 ヶ月ということでございます。賃貸借で 10a 当り●●●円でございます。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（一括方式）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 次に、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権貸借）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第 2 号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてです。同じように 1 枚めくっていただいて、集計表がございます。次に 2 ページをご覧ください。番号 1 番です。農地の所在は桜江町江尾●●●

番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。期間は5年間、使用貸借でございます。次に2番、農地の所在は桜江町谷住郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用目的は田、期間は5年間1ヶ月、賃貸借で10a当り●●●円です。次に3番、農地の所在は跡市町●●●番と跡市町●●●番、地目は2筆とも田、面積が●●●㎡と●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●さん、●●●県●●●市●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用目的は畑として転作、期間は5年間、●●●でございます。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権貸借）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 　次に日程第5、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 　はい、一点ございます。資料No.1 をご覧下さい。令和3年度の農地法手続実績ということで、これは令和3年度の農業委員会総会で審議をされた3条、4条、5条及び非農地の、地域、件数、面積の集計表となっております。これはホームページで公表することになっておりまして、皆様にこの内容について了解をいただくということで、お諮りしたいと思います。

会 長 　よろしいでしょうか。また、見ていただいて何か問題があれば事務局の方へ。

湯淺推進委員 すみません。地区別に出ているのですが、桜江の場合は地区別ではないのですか。

事務局 これは町で括っているので、地域までは集計は出ていません。申し訳ありませんが、桜江町の場合は桜江町地区としてまとめた集計になります。

会 長 よろしいでしょうか。

湯淺推進員 次からは地域別に出してもらったら良いのでは。

会 長 事務局、それは可能なのでしょうか。桜江地区について。

事務局 表の変更をすれば可能かと思います。

会 長 出来るだけそれに沿った形でお願いします。

事務局 分かりました。

会 長 よろしいでしょうか。

湯淺推進委員 はい。

会 長 事務局、他にございますか。

事務局 その他、諮る案件はございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。

階本推進委員 はい。

会 長 はい、どうぞ。

階本推進委員 先月の総会において、私が3条申請について表示してある面積の耕作面積が少なかったという質問をについて、雑種地だったということでしたが、もう一度説明をお願いできますか。

事務局 耕作面積が少なかった件についてですが、農地として申請があった時に農地として集計を行ったわけですが、実際は登記簿が農地で現況が雑種地ということで、経営農地の面積にはカウントされなかった集計表でございました。農地台帳の方も現況が雑種地で面積に入っていなかったのですが、3条申請で現況が雑種地で耕作しているということで、農地に含めて修正しました。ただ、農地台帳の議案の修正しても、実際の農地台帳そのものの基本データは集計表が変わっていないため、議案の部分では農地の全体が出ていましたが、その雑種地分が経営農地としてあがってきていなかったということで、このような差が出てしまったということです。農地台帳のデータを変えれば良いと思うことかもしれませんが、年一度の修正ということがありますので、議案の方は申請に

あったように作り変えることが出来るのですが、農地台帳の元の方は修正が遅れますので、そのようなことになってしまったということですので、ご理解いただければと思います。

会 長 よろしいでしょうか。

階本推進委員 ちょっと分からないが、いいです。

崎谷推進委員 よろしいでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

崎谷推進委員 農地法手続実績の非農地証明の所ですが、非農地証明で住宅用地として出てくることは、おかしいのではないのでしょうか。確か、これは2月か3月にあった案件だったと思いますが、気になったのでまた調べておいてもらえませんか。

会 長 それでは事務局、また調べて報告をお願いいたします。

事務局 はい、わかりました。

会 長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、他に無いようですので、その他事務連絡等は総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第1回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は5月23日の月曜日、ここの市民センターで開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

[閉会 午前10時30分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員